

# 平成24年度江東きっずクラブB登録（学童クラブ機能）児童募集案内

江東区では、平成22年度から学校施設を活用し、放課後や夏休み、冬休みなどに、児童が安全で安心して過ごせる居場所・生活の場を提供する事業である「江東きっずクラブ」を実施しています。

江東きっずクラブには、実施小学校の1～6年生を対象とするA登録（げんきっず機能）と、実施小学校の1～3年生で保護者の就労等により放課後、家庭において適切な保護を受けられない児童を対象とするB登録（学童クラブ機能）があります。

江東きっずクラブB登録（学童クラブ機能）では、次のとおり入会申請を受付けます。

## 1. 入会対象児童

- (1) 江東区に住所を有する児童
- (2) 裏面「江東きっずクラブB登録一覧」に掲載する小学校に在籍している3年生以下の児童
- (3) 保護者の就労や疾病等により、放課後、家庭において適切な保護を受けられない児童  
(1)～(3)の要件をすべて満たす児童が入会対象となります。ただし、B登録の集団生活に適さないと認められる児童及び病気療養中の児童は入会できません。  
他の学童クラブ（土曜開室学童クラブは除く）、江東きっずクラブA登録との二重登録はできません。

## 2. 入会を募集する江東きっずクラブ 裏面「江東きっずクラブB登録一覧」のとおり

## 3. 入会申請に必要な保護者の就労条件

週に3日以上、午前8時から午後1時までを除く時間帯で就労していること。

土曜江東きっずクラブB登録（裏面「江東きっずクラブB登録一覧」参照）への入会は、保護者が月に2日以上、土曜日に就労していること。

ただし、父が第1・3・5土曜日の就労で、母が第2・4土曜日の就労のように、保護者の一方が保護できる場合は対象になりません。また、土曜江東きっずクラブB登録のみの入会はできません。

疾病など、就労以外の条件については、きっずクラブ又は江東区教育委員会事務局放課後支援課支援係までお問い合わせください。

## 4. 開設期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

## 5. 開設日・開設時間等

- (1) 月曜日～金曜日・・・放課後から午後5時まで。ただし、学校休業日（春休み・夏休み・冬休み・都民の日等）は、午前8時30分から午後5時まで
- (2) 土曜・日曜・祝日等及び年末年始・・・休み。ただし、土曜江東きっずクラブB登録は近隣の児童館で午前8時30分から午後5時まで開設。（裏面「江東きっずクラブB登録一覧」参照）  
土曜江東きっずクラブB登録については、入会希望者が少ない場合は、開設しないことがありますので、予めご了承ください。  
土曜江東きっずクラブB登録の入会要件を満たす場合は、土曜開室学童クラブもご利用できます。別紙、江東区学童クラブの募集案内及び江東区学童クラブ一覧をご覧ください。

## 6. 開設時間を超える利用

週に3日以上、就労等により保護者の帰宅時間が午後5時30分を超える児童は、土曜日を除いて、利用時間を放課後から午後6時までに変更できます。

さらに、週3日以上、就労等により保護者の帰宅時間が午後6時を超える児童は、土曜日を除いて、利用時間を放課後から午後7時までに変更できます。ただし、午後6時を超える延長には、保護者等のお迎えが必要です。

## 7. 経費（育成料(利用料)・間食費(おやつ代)は、入会日・利用日数等による減額及び返還金はありません。）

- (1) 育成料（利用料） 月額4,000円（午後7時までの延長については月額5,000円）
  - (2) 間食費（おやつ代） 月額1,500円（土曜江東きっずクラブB登録はおやつ持参となります。）
  - (3) 保険料（傷害保険） 年額1,300円（保険料率により変更することがあります。）
- 同一世帯に学童クラブ、江東きっずクラブB登録の入会児童が2人以上いる場合は、学年の最も低い児童1名を除くその他児童の育成料(利用料)を減額する制度があります。なお、制度のご利用には申請が必要です。  
生活保護受給世帯、平成23年度住民税非課税世帯の児童には、育成料(利用料)の免除、間食費(おやつ代)・4月1日入会者の保険料を助成する制度があります。なお、制度のご利用には申請が必要です。

## 8. 募集期間

- (1) 4月1日入会のための集中募集期間

平成23年12月8日(木)～12月22日(木)

- (2) 集中募集期間後の随時受付  
毎月1日～15日申請分・・・入会対象日：翌月1日  
毎月16日～末日申請分・・・入会対象日：翌月15日

23年度以前の江東きっずクラブ・学童クラブ入会者で、育成料(利用料)等の未納がある方は、収納確認後に入会審査を行います。（確認ができない場合は、承認書等の発送ができませんのでご注意ください。）

## 9. 入会申請方法

保護者が、入会を希望する江東きっずクラブの「平成24年度申請受付施設（裏面「江東きっずクラブB登録一覧」参照）」に「入会申請書」・「入会申請書(2)」・「勤務(内定)証明書又は就労状況等報告書」等の必要書類を添えて申請してください。

入会申請書、入会申請書(2)、勤務(内定)証明書又は就労状況等報告書等の必要書類は「学童クラブ」と同様です。

受付時間は、既実施校は午前10時30分から午後7時、新規実施校は午前9時30分から午後6時までです。

《注意事項》

勤務(内定)証明書等、必要書類の添付がない申請書は、受付できません。

郵便やメールでの申請は、受付できません。

日曜日・祝日は、申請できません。ただし、入会を希望する江東きっずクラブB登録を受け付ける児童館の開館日には、申請することができます。平成23年12月11日(日)は平野・東雲・亀戸児童館以外の児童館と児童会館が、平成23年12月18日(日)は平野・東雲・亀戸児童館が開館しています。ただし、古石場児童館は平成24年3月まで改修工事で休館中のため、土曜・日曜日は申請受付できません。開館時間は、各児童館にお問い合わせください。

## 10. 入会の承認

集中募集期間で申請のあった児童の中で、入会基準で算出した合計指数（保護者の状況に係る指数、児童の学年に係る指数の和）の高い児童から順次承認します。集中募集期間後の随時受付では、申請状況によって入会をお待ちいただく場合があります。

入会審査の結果は、2月下旬に保護者に通知します。なお、申請内容が事実と反したものである場合は、審査の対象としません。

また、その場合は、入会が決定し利用開始後であっても、入会を取り消します。

## 11. その他

- (1) 入会申請書等の記入については、別紙学童クラブ児童募集案内の記入例を参照してください。
- (2) 保護者が育児休業中で、7月末までに職場復帰される方の児童は、4月1日入会の対象となります。